

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年1月30日（火）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	越口哲也君	保健福祉政策課長	田上哲夫君
清水保育園長	新窪政博君	保険年金課長	有村和浩君
保健福祉政策課主幹	種子島進矢君	保険年金課G長	末増あおい君
保健福祉政策課主査	稲留幸一郎君	税務課長	西田正志君
収納課長	谷口信一君	収納課長補佐	萩元隆彦君
税務課グループ長	岩元勝幸君	税務課サブリーダー	入來克浩君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開議 午前9時00分」

○委員長（平原志保君）

本日は、去る1月12日の本会議で継続審査となりました陳情2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは、さっそく審査に入ります。まず、清水保育園及びあかつき認定こども園の現地調査を行います。ただちに、警察署側ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時00分」

「再開 午前10時50分」

△陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

それでは、陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書に対しまして、現在予定しております今後のスケジュールについて、その概要を御説明申し上げます。まず、今年度中に、現在、清水保育園に勤務されている臨時職員の方々の移管先予定法人による面談、移管先予定法人による清水保育園の現状把握、清水保育園保護者の方々の認定こども園あおば幼稚園及びあかつき認定こども園の園見学を予定しております。その後、新年度になりましたら、改めて清水保育園保護者に対する市及び移管先予定法人による保護者説明会、移管先予定法人による清水保育園の行事等の把握を行い、平成30年6月議会に、霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正条例（案）を提案させていただきたいと考えております。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

それでは、今後のスケジュールについてももう少し具体的に説明を致します。まず、現在、清水保育園に勤務されている臨時職員の方々の移管先予定法人による面談につきましては、保健福祉政策課で一人一人と面談をさせていただき、移管後の本人の意向について聴き取りを致します。その結果を移管先予定法人につなぎ、面談をしていただく予定です。市としましては、民営化による子ども達への影響を最小限にとどめるためにも、多くの臨時職員の方々に残っていただきたいと考えております。続いて、移管先予定法人による清水保育園の現状把握につきましては、日常的な保育の状況を移管先法人に確認してもらうことにより、移管後の保育がこれまでと大きく変化することなく円滑に移行できればと考えております。清水保育園保護者の方々の、認定こども園あおば幼稚園及びあかつき認定こども園の園見学につきましては、移管先予定法人の運営する園がどのような雰囲気の下で保育されているかを保護者自身に見てもらうことにより、移管後の保育のイメージを想像していただきたいと考えております。清水保育園保護者に対する市及び移管先予定法人による保護者説明会につきましては、新たに4月から入園してこられる保護者の方々もいることから、来年度早いうちに開催したいと考えております。さらに、移管先予定法人による清水保育園の行事等の把握については、平成30年度1年間を通して、移管先法人が園の主な行事等を見学してもらい、現在の清水保育園のやり方を継承していただきたいと考えております。最後になりますが、民営化が1年延期になったことを良い方向に捉え、保護者の皆様と話し合いながら、移管を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

4月からも入園される子の保護者の方々もいらっしゃるということで、来年度早いうちということなんです、民営化していくという計画はあらかじめ決まっている計画ですので、入園を希望されている保護者の方々に、今後こういう流れで民営化される予定の園なんですということは、あらかじめ説明をされた上での入園募集であったと考えてよろしいですか。そこを少し御説明ください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

保育園の募集を掛ける際に、募集要領の中には平成30年4月から民営化予定であるということを示して募集を掛けさせていただきました。募集をする際に、民営化に対するお尋ねとかは全くなかったと窓口である子育て支援課からは聴いております。そして、先週の金曜日、平成30年1月26日に平成30年度入園予定者の通知を致しましたので、その中で14名の方が新たに清水保育園に入園されるということで、その14名につきましては、清水保育園の民営化は1年間延長になるという通知を同封いたしました。その中で、移管先予定法人につきましては、学校法人国分教育学園である旨も併せて通知したところでございます。

○委員（徳田修和君）

この陳情の根っこは、やはり話し合いでのすれ違いであるということが、現地を見ていても感じたところなんですけれども、ただ、民営化が1年延期になったことを良い方向に捉え、しっかりと話し合いをしながらということも誠意だと思うんですけれども、ここで既に信頼関係と言いますか、少し疑念を持たれている保護者の方々からの陳情に対しての誠意というのは、やはり早めに一度対応しておくというのが、最初に見せる誠意だとは思っているんですけれども、そういう流れを説明して募集を掛けているのであれば、そういう14人の新入の方々も含めて今年度中に早急に、1回説明会をすべきだったんじゃないのかなと思っているんですけれども、これを今年度中にしようという検討などはなく、来年度しようということでスケジュールを組まれたわけですか。今年度中にはできないものなんでしょうか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

臨時の保育士の皆さんとは、一度、私どものほうで一人一人と面接をさせていただいております。その中で、残っていただけるという感触が、ほぼ全員の方からいただいているんですけれども、直接、移管先予定法人と個別に面接をしてもらって、更に具体的な労働条件等を確認してもらった上で、引き続き保育士として残っていただければというのをまず先に行って、その後に保護者の説明会を考えております。ですから、保護者説明会が今年度中に持ってこられるのであれば、それでもいいと思いますけれども、まずは、保育士さんたちが安心して引継いでもらえる状況を確認させていただいた上でと考えております。

○委員（徳田修和君）

ここでじっくりと話し合うことも大切なんですけれども、早急に話し合いや説明会の場を持たないと、この時間を置いてしまうことで、また新たな憶測や疑念が生まれやすくと、この1年をしっかりと話し合いだけの場に持っていけないような恐れもあると思っておりますので、来年度移行の予定であれば、まず、最初の出だしというものを早くできるようなスケジュールの

組立てを求めておきます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

私どももそのように考えております。話合いに併せて、園見学は今年度中に予定しております。また、新たに入る方々についても、発送したのは1月26日金曜日でございますので、年度内に可能であれば、そういう場を設けたいとは考えております。

○委員（前川原正人君）

部長、課長からそれぞれ説明がありましたが、陳情第4号の文章を改めて見てみますと、保護者の皆さん方の意見が全く反映されなかったことに失望したと。そして、民営化に反対しているわけではなく、移管先を変えてほしいんだということが大きな柱だと思うんです。その背景には、説明不足だったり、何らかの齟齬が生じて、こういう形になって陳情書が出されたという経緯があるわけですが、行政側として、そこの不信や疑念を何とか払拭する努力というのは当然必要になってくると思うんです。これが、先ほど課長がおっしゃったように、1年延期になったことを良い方向に捉えて、保護者の皆さんと話し合いながら進めていくんだということになっているんですが、陳情者3名が委員会に出席をされて、それぞれ思いを述べられた経緯があるわけですが、その後、行政との話合いと言いますか、払拭するための努力というのは何かされた経緯があるのでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

先般、暮れにこの委員会でも御審議いただきまして、いろいろ御意見を頂いたところでございますが、直接的にその後の保護者の方々との接触ということは致しておりません。早い段階に、国分教育学園の運営している施設の見学会とかとなりますと、その中でいろいろなお話等もさせていただきたいとは考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

話せば分かる部分もあると思うんですが、陳情書にあるのは、信頼関係というか、着地点として民営化が最初にあるという前提で話が進んでいるので、こういう形にならざるを得なかったんだろうとは思いますが、1年間の間に行政側としては努力されるということは分かりました。しかし、陳情者の意見の中では、1,580人の人たちがこれに賛同されて署名を書かれて、陳情第4号の方向で何とか再検討してくださいというわけです。で、その最後に、民営化に反対しているのではない、移管先は変えてもらいたいんだということも述べられているわけです。ですから、この一つの園だけでなく、ほかの選択肢というのも考えられることが十分あるわけですが、そういう議論は庁内ではされてないですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

この部分については、先般の陳情書の審査の中でも御説明したかと思うんですが、審査過程において瑕疵があったかというところと瑕疵はなかったわけございまして、二つの法人の審査をさせていただいて、その中で国分教育学園さんのほうが優位であったということで、しっかりと決定がされております。ここの部分を揺るがせながら物事を進めていくというのは、別の意味で行政として大きな問題があると私は認識しております。したがって、決定した国分教育

学園さんに、保護者の皆様方の思いを汲んだ保育園運営理念をしっかりと理解していただいて、いいところは変えていくのも私は必要かと思います。特に4歳、5歳児になってきますと、就学前のいろいろな教育の部分も大事でしょうから、そういう部分は理解を求めながら、ここは教育経験の長い法人でございますので、本当に園児のためになるような形ができるように、保護者の皆さんとの間にもしっかりと入って調整をさせていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それから、資料の関係で、プレゼンテーションの段階で教育方針が書かれている資料を回収されたとおっしゃったんですね。その辺というのは我々も見えていないですし、何らかのちょっとした行き違いがあったりという部分もあるのですが、その辺についての行政としての議論というのはなかったわけですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

回収したというふうに委員会の中では御説明されたみたいですが、回収はいたしておりません。説明した後、お持ち帰りいただいておりますので、お帰りになってからもご覧いただけたのではないかと考えております。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時08分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。では、委員長からの確認ですけれども、その資料なんです、行政側が配ったものではなく、園が配ったものをあおばさんのほうで回収されたと聞いたような気がしたのですが、その確認をしたいんですけれども。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

当日、行政のほうからお配りした公募の申込書がございます。そちらには、個人情報である新しい施設長の候補者や主任の候補者が入っておりますので、行政側として回収させていただきました。国分教育学園さんがプレゼンテーションのために配られた資料がございました。そちらについては、保護者の方々にそのままお持ち帰りいただくということで、回収はしておりません。

○委員（前川原正人君）

やはり齟齬が生じているわけです。説明会の中での行き違いというのがあると思います。もう一つの点が、陳情者の内容ですけれども、市に言っても「学園と話をしてください」という形で対応が悪いということもおっしゃられたわけです。それは、その方の感覚ですが、保護者の皆さんが疑念を持っていること、不信に思っていること、不満に思っていることなどがあれば、行政としてもしっかりと対応をしていくという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然、そのような姿勢で臨むつもりでございます。「学園と話してください」というような無責任な対応は、私どもには全くそういう思いはございません。しっかりと対応をしていくつもりでございます。もう少し申し上げますと、陳情第4号の内容と、11月14日に私どもが嘆願書として受けた内容というのは、全くの同文でございます。私も11月14日に市長に代わりましてお受けしまして、お受けして終わりではなくて、その際も2時間ほどじっくりと話をさせていただきました。その中にあります、例えば、「先生方は臨時職員のまま据え置かれ、担任からも外されるようで非常に不安を感じています」という件もございますが、この辺につきましては、こういうことはしませんよと、私どもも学園のほうにもしっかりと話をしますと。そして、11月25日に説明会をしてほしいと。これは、お遊戯発表会で保護者の皆さんがほとんど集まるので、ぜひこの日にしてほしいということでしたので、その日に設定をして、その場でも希望する臨時職員は全員採用しますということを、しっかりとお話しもさせていただいております。そういうことで、私どももこの陳情書の中身はしっかりと把握をさせていただきながら、これに丁寧に対応していくという姿勢は、その際からずっと取らせていただいているつもりでございます。

○委員（仮屋国治君）

今日2か所見させていただきまして、陳情の趣旨の中に「保護者や先生方から笑顔が失われてしまうことを深く憂慮しています」という言葉もあるんですけども、実際訪問いたしましたして、清水保育園の先生方に笑顔がなかったなという思いがありまして、事態は深刻なのかなという気が致しましたけれども、新窪園長にお尋ねいたします。今日お伺いいたしまして、貼りビラを見まして、この陳情のことが「継続審査になりましたのでお知らせします」と書いてありましたけれども、あの文面がどうも清水保育園が主体的に陳情を出しているような感じに受取れるような文面であったような気が致しました。そういう意味でいくと、意外と職員の皆さんの中に反対を強く思っている方がいて、職員と保護者が一体となった反対になっているのではないかとこのことを危惧したわけでありましてけれども、その辺はいかが感じておられますか。

○清水保育園園長（新窪政博君）

そもそもの反対運動が起こりましたときに、もちろん職員の側にも快く思わない職員もおりました。それで、保護者の反対運動と一緒に何か活動、運動をしそうな雰囲気だったものですから、それぞれの職員が思うことに否定はしないと。ただ、保育園としてこの運動がいいとか悪いとかいう判断をすることはできないので、保護者を誘導したり、誤った判断をさせるような言動は謹んでくださいというふうに申し上げたところです。それぞれ一人一人が、反対だ、賛成だと思って個人的にその活動をするには全く制約はしておりませんが、それを保護者に向かって発信するようなことは止めてくださいと申し上げているところです。先ほど申し上げましたように、一人一人の中では、あまり乗り気でない人、ある種、期待を持って事態を見守っている人とがおられるだろうとっております。一人一人の気持ちを私が聴いたわけではございませんけれども、保健福祉政策課が行った個人面談の中では、今、非常にいい雰囲気

気で保育園の仕事ができていますので、民営化して今の身分以下になるのであれば、私もそうしたいというような答えが多かったと聞いております。確かに、不安は抱えているだろうとは思いますが、表立ってそれが過剰にと言いますか、激しく出てくるということは、今のところはあまりないようです。

○委員（仮屋国治君）

いろいろ陳情の中で趣旨を書かれているわけですがけれども、枝葉の部分が多くなってき過ぎて、何が何だか分からなくなってきたところもあるのではないかと思うんですがけれども、現場に一番近い所にいらっしゃる園長は、一番の原因は何だと理解なさっていらっしゃいますか。

○清水保育園園長（新窪政博君）

お答えする前に、先ほどの貼紙の件です。保護者の方々が反対運動をされることに対して、我々は何も制約を行っておりません。貼紙は保護者の方々が持ってこられて、貼りたいですがよろしいですかとおっしゃられるので、それに私も目を通させていただいて、これであったら貼紙を出してもらっても結構ですというお話をしております。基本的に、反対運動に対して是も否も示さないということをスタンスにしておりますので、一方では、事実、保護者の方々は自分の子供の保育のことで悩んでいらっしゃるわけですので、そのことに対して積極的に関わることはしないけれども、支援はしていきますと。なので、誹謗中傷的なものであればもちろん許可はしませんけれども、こういう貼紙を出したいとか、事実を淡々と伝えるものであったりというものは、そのように許可をして、昨日貼り出したところでございます。貼紙について、保育園の側で何か行動を起こすということは、まずございません。それから、今の反対運動の根源にあるものということでは、私なりの受け止め方で申し上げますと、やはり感情の問題ですので、どうしても「あの保育園が」「あの幼稚園が」ということではなくて、その中の、人と人との問題だと捉えております。過去に、その人同士が、幼稚園の入所だったりを媒介して、非常に気分を害された経緯があるということが、嫌気を誘っている主な要因であろうと思います。それが、複数人いらっしゃったと。で、いろいろ話が広まったりするでしょうから、そういった方々が中心になって、今回の反対運動が大きくなったものというふうに、私は認識しているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

その点については理解いたしました。もう一点。清水保育園のほうは私服で、もう一方の民間のほうは制服があったわけですがけれども、もし民営化したときには、こういう制服の問題等はどうなるのか。また、保護者の負担額というのは、現状で維持されていくものなのか、それとも民営化されたところがプラスアルファで考えてされていくものなのか、その辺のところをどのように捉えていらっしゃるか、お知らせください。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

その辺のことも、保護者の方々は心配しておられました。それで、結論から言いますと、今の状態をそのまま引継ぐということですので、特別、金銭的な負担が掛かる、制服であるとかいろいろな道具が変わるということはないで、今のままの状態で引継いでくださいと、移管

先法人の方にもお約束いただいているところです。

○委員（仮屋国治君）

引継ぎはそれでいいかもしれませんが、その後の運営方法というのは、変わっていくものなのかどうか、その辺のところも確認させてください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

基本的には変わらないという考え方を持っております。ただ、私も先ほど少し答弁しましたように、認定こども園をご覧になった中で、やはりいいところは取り入れるべきではないかと思っておりますので、その辺につきましては、行政だけで主導的に動くのではなくて、行政、保護者、国分教育学園の3者でしっかりと協議をしながら、どういうふうに持っていくのか。そして、例えば新たな負担が出てくる場合もあるかもしれませんが、その場合はしっかりと合意を得ながら進めていくというのが大事ではなかろうかなと思います。

○副委員長（宮田竜二君）

先ほどのあかつき認定こども園様では、園長、副園長が一族さんでやられているんですけども、清水保育園の移管先になった場合、園長、副園長はどうなるのか教えてください。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

移管先の国分教育学園さんが出された計画案の中では、今日、同席をされましたけれども、今、あおば幼稚園の園長であり理事長である若松忠洋さんが施設長候補者ということで提案をされておりました。

○副委員長（宮田竜二君）

先ほど、今回のごたごたが人と人との感情的なところだとあったのですが、それでいきますと、また若松理事長が園長になられるということだと、そこを解消しないと、また保護者と同じような溝ができるのではないかなと思っておりますので、どうでしょうか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

時間をもらいましたので、その辺も含めて、個人と個人の考えが、陳情であるとか方針そのものを揺るがすことになるようなことはおかしいことなので、そこは、行政も入って、その辺の話合い、理解を深めるような努力をさせていただきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

昨年、陳情者に来ていただいたの審査の際に気になったのですが、国分教育学園になぜ決まったのか、その理由が示されていないということをおっしゃったんですね。そのところをちゃんと本人達にもしっかりと説明をし、理解を得、納得度を上げるような努力というのは必要だと思うのですが、その辺について今後1年間という時間の中で、その辺も含めた議論というものも考えていらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

これにつきましては、審査をする委員が5名のところ、実際に当日審査に加わったのは4名であったということですが、その方々が区分ごとの評価を致しまして、その合計、平均点で取っております。100点満点にしたときの60点以下ですと、両方とも却下ということに

なるわけですが、両方とも60点を超えておりまして、その中で点数が高かったのが、国分教育学園のほうに決定しましたということだけは言うております。ただ、細部の何が良くてどうこうというのは、個別の評点の積み上げでございますので、そこを評価材料として発言できるようなことにはなり得ないのかなと思います。あくまでも、点数化したときの上位が国分教育学園であったというところでございます。

○委員（前川原正人君）

ですから、その部分が齟齬を生じさせているわけです。だから、選考委員会が6月30日にあって、2名が保護者で40%あるところが25%しか出席をしなかったと。部長がおっしゃった5人いるところが4人しか出席しなくて、1人の方が出席できなかったという理由があって、4人にならざるを得なかったというのもあるのですが、そこを評点でみたらこうだったではなくて、その詳細の部分を保護者の人たちは知りたいと思うんです。そうしたときに、この陳情書に1,580名の署名が集まったというのは事実です。しかし、こういう1,580名の方達の思いをどこかで反映させる必要があると思うんです。中には衝動的に書かれた方もいないとは限りませんが、事実としては1,580名の方達が署名をして、それだけ重い署名になっているわけですので、ここをしっかりと担保していくというのが必要だと思うのですが、それも今後1年間掛けてやっていくということになると思うんですけれども、一つ一つの齟齬やいろいろな意見、不満があると思うのですが、そういうのも今後の1年間で十分検討をされるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まさしく委員がおっしゃったとおりでございます。その辺も含めた全般的なところの理解をしっかりと求めていきたいということでございます。ただ、それは来年1年間でございますけれども、国分教育学園が民営化の受け皿であるということも早めに決定をする必要があろうかとも思っております。そうしながら、寄り添う形で、清水保育園を引き継いだ後の運営がしっかりとできるような態勢も必要でしょうし、面接等はしっかりとした上で、清水保育園の正規職員は抜けるわけですし、新たな保育士の確保等も非常に厳しい時期でございますので、しっかりと早い段階で応募しながら、平成31年度からしっかりとした運営ができるように各方面の対応を十分しながら、備えていきたいと思っております。

○委員（仮屋国治君）

先ほど部長の答弁で聴き逃したような気がしたのですが、負担のところ、認定こども園の良さもあろうと思しますのでというような答弁をなさいませんでしたか。今回は保育園への移行ですよ。その辺をもう一度確認させてください。

○保健福祉部長（越口哲也君）

認定こども園になりますと、1号2号3号、1号が幼稚園の部分でございますが、それを一つの認定こども園という園の中で運営をしています。そうしますと、そこには幼稚園教諭等もおりますので、保育園には幼稚園教諭はいないわけでございますので、そういう認定こども園の運営をしっかりとされているところが、保育園を運営することによって、必要な教育の部分

も教えながら新一年生に向けてスムーズに移行ができるような、そういうことも進めていけるのではないかなと考えております。

○委員（池田 守君）

先ほど、この清水保育園の運営方針資料はプレゼンテーションのときに使った資料だということだったんですけども、この資料を保護者説明会のときにも配布したということですか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（池田 守君）

その後の話合いの中で、臨時職員の保育士の方々のほとんどが新園に移りたいという意向だということだったんですけども、それでよろしいですか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

基本的にはそういう気持ちでいらっしゃいます。ただ、もうちょっと具体的に、直接法人から、労働条件であるとかいろいろな条件のことを聴いて決めたいというふうにおっしゃっている方が何人かいらっしゃいます。

○委員（山口仁美君）

説明会の際に配られた資料から、紆余曲折を経て、今はいろいろ変更点が出てきているかと思うんですけども、その辺がこのように変わったよというような説明も同時になされていかないと、また新しい齟齬が出てくるのかなと思うのですが、その辺の計画等がございますか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

11月の月末に保護者説明会を、法人も含めてした時に、そういう確認事項は保護者とはしております。必要があれば、そういうことはきちっと形としてやらなければいけないかなと思っ

ているところです。

○委員（徳田修和君）

陳情の中で、前回は質問したかもしれないんですけど、「既に土地を用意しているとは述べられたものの質問しても最後まで場所は教えてもらえませんでした」というところに関する

ことで、自分達は清水公民館の近くが予定地なんだということも伺ってはいるんですけども、この11月25日にあった説明会では、そのくらいまでの御説明はされているんですか。やはり、全くお伝えできませんというような回答をされているんですか。そこを確認させてください。具体的な場所というか、予定地はここですよというものも示さず、一応まだ決定ではないので申し上げられませんというような形の説明で止めたのか、そこら辺が確認できたらと思います。

○保健福祉部長（越口哲也君）

応募の条件の中で、清水地区内に土地をもとめて3年以内に建設するというのは条件にしているわけございまして、その中で法人としては、既に持っている土地がその地域にありますよという発言がありました。そのことに対して、ではどこですかということなんですが、あくまでも予定地としての確保であって、その場所が本当に適地であるのかどうかという部分では、まだ不確かなところもあります。また、新たな土地をもとめることも含めた様々な検討もされ

ているみたいですので、その場所をここだということでお示しすると誤解を招くおそれもあるので、その説明会の中では場所につきましては発言はされていないという状況でございます。

○委員（徳田修和君）

では、既に土地を用意しているということも述べられてはいないと。そこら辺の土地の確保については説明の時も特に伝えていないという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

候補地としての土地はあるということは伝えております。ですから、そこがどこということについては、いろいろ建築基準等や安全も含めて、そこに確かに造れるのかということがありますので、法人のほうでは、まだそこは決めていないのでというところで説明はしてあります。

○委員（山口仁美君）

一つ確認なんですけれども、現在の清水保育園では、すこやか保育、軽度障がい児保育というのをされていて、4名ほどいらっしゃるとお伺いしたんですけれども、移管先の法人では、この受入れとして、加配をしたりという対策を取っていかれる方針かどうかの確認はされていらっしゃいますか。

○保健福祉政策課長（田上哲夫君）

当然、希望する子供の受入れについては、市にも加配のための補助金などもございますので、入所希望の段階でそれがかなうように、法人とも間に入りながらしますので、基本的に今までと同じような形の環境で、若しくはそれよりも多い人数で保育ができるものと考えておりますし、行政もそのために支援をしていくつもりでおります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで、陳情第4号に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時38分」

「再 開 午前11時42分」

△陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書の陳情事項の「霧島市の国民健康保険税引下げを継続すること」につきまして、本市の今後の考え方を御説明申し上げます。国の国保制度改革により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的

な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとされたところです。国民健康保険の財政運営につきましては、県は県内市町村ごとの国保事業費納付金の決定、財政安定化基金の設置・運営を行うことになり、市町村は、国保事業費納付金を県に納付することになります。また、保険税の決定につきましては、県が標準的な算定方法等により、県内市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表していくことになっており、市町村はこれを参考に保険料率を決定することになっております。現在、本年1月12日に県から示された標準保険料率等を参考に県へ納付する国保事業費納付金が不足することがないように、国民健康保険税条例の税率の見直しを進めているところでございます。このようなことから、国民健康保険税率の引下げの継続につきましては、困難であると考えているところでございます。なお、本市の国民健康保険事業は、平成25年度から歳入不足が生じ、繰上充用を4年連続で行う非常に厳しい財政状況にありましたことから、今回の制度改正に併せて、制度改正前までの歳入不足を解消するため、特例として一般会計から繰入れを行う予定としているところでございます。以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（有村和浩君）

平成30年度の国民健康保険事業費納付金等の算定結果について御説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。この資料につきましては、平成30年1月12日付けの鹿児島県国保指導室長からの通知に基づき作成したものであります。まず、1、本算定結果の取扱いにつきましては、2月上旬に県が県内市町村ごとの数字を対外的に公表する予定であることから、現時点におきましては、当該市町村の判断で県の公表時期より前に当該市町村の分に限って公表できるものとされているものでございます。2、公表の範囲につきましては、法に基づくものとして都道府県標準保険料率、市町村標準保険料率、その他関係する係数等として一人当たりの保険料必要額、国保事業費納付金額及び普通交付金額の県全体及び市町村ごとのもの、年齢調整後医療費指数の市町村ごとのものなどであります。次に、本算定の前提のポイントにつきましては、平成30年度からの新制度が前提でありまして、全国ベースで1,700億円の公費拡充のうち、約1,600億円が反映されており、鹿児島県では、27億円程度が反映されております。算定の対象年度は平成30年度で、市町村及び国保連合会からのデータ、国からの確定係数等のデータを使用し、平成30年度の診療報酬改定も推計に反映されております。また、平成28年度決算ベースの一人当たりの保険料と比較を行い急激に保険税が増えることがないように激変緩和が実施されることになっております。次に、2ページをご覧ください。4、算定結果につきましては、県の公表前でありますので霧島市の分についてのみ掲載しております。(1)市町村標準保険料率につきましては、医療分の所得割率を7.88%、均等割額を3万2,023円、平等割額を2万2,511円、支援金分の所得割率を2.36%、均等割額を9,548円、平等割額を6,712円、介護分の所得割率を2.03%、均等割額を1万600円、平等割額を5,241円と算定されております。なお、下の※1、2にありますとおり、県が示した算定結果は、所得水準の反映係数に基づき、応能・応益の割合を4:6として算定したものであります。霧島市は、従来から応能・応益の割合を5:5としてきており、平成30年度につきましても、大幅な変動が生じないよう従来どおりの5:5の割合で検討しており、県から示されたものとは、異なってくるものであります。次

に、(2)一人当たりの保険税必要額につきましては、平成28年度の決算ベースと平成30年度の標準保険料率ベースの一人当たり保険税額必要額を比較したもので、ここで急激な負担増があったときは、激変緩和措置が講ぜられるものであります。この表の金額には、国保税の軽減や市町村独自の負担軽減策は反映されず、実際の負担額とは異なること、平成28年度の決算ベースは、決算後に確定されたものを反映させるなど決算額とは異なるものがあることや課税額ではなく、実際に保険税として必要な額を基に算定されたものであります。霧島市につきましては、一人当たり保険税必要額の平成28年度決算ベースが9万5,152円、平成30年度本算定による標準保険料率ベースが9万4,994円で、差額が158円の減で2年伸び率も0.17%減となっており、激変緩和の対象にはなっていないため、激変緩和前と激変緩和後は同じものになっています。次に、3ページをご覧ください。(3)国保事業費納付金額につきましては、保険税収入や県からの交付金などを基に県へ納付するもので、医療分の合計が25億4,328万2,258円、支援金分の合計が6億5,885万8,401円、介護分の合計が2億1,905万7,925円で、合計で34億2,119万8,584円を県へ納付することになります。次に、(4)普通交付金額につきましては、本市が保険給付費として支出するうちの療養給付費、療養費、高額療養費などに相当する費用として県から交付されるもので、一般及び退職被保険者分を合わせて103億2,735万2,712円の交付が見込まれているものであります。次に、(5)年齢調整後医療費指数につきましては、全国平均の一人当たり医療費を1として、年齢構成の差異による差を調整したもので、約1.26となっており、全国より高い状態にあります。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長の口述で、国民健康保険税率の引下げの継続については困難であると述べられたわけですが、昨年12月議会の一般質問で、市長が答弁の中で、市民の皆さんの健康増進を目的に特定健診など保険事業に係る経費について国保への繰入れを行い、負担軽減を行ってきたと。今後も繰入れを継続していくということで明言されているわけですが。税率については、今までの、子供を持っている世帯や所得割の部分、特例減免の部分はやらないよという理解でよろしいんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

最初にありました繰入れの中で、市長が答弁しました健診等についての繰入れにつきましては、引き続き平成30年度以降も実施はするというところでございます。そして、今、本税がありまして、本税に対して特例的な条例を出ささせていただいて減免をしているわけでございますが、そもそも減免条例は1年1年の更新でございます。出さなければそもそも発生しないものでございますけれども、今回は本税自体に修正を掛けるということでございますので、額につきましては、当然減免よりは引き上げざるを得ないという状況になろうかと思っております。ただ、答弁で申し上げましたように、今まで大きな累積赤字を持っております。この累積分を含めた税の改正となりますと相当な負担増を余儀なくされますので、この分については一括して一般会計からの繰入れによって清算して、いわゆる平成29年度までの赤字分は一般会計のほうで全て面

倒をみていただく。その代わりに、平成30年度以降につきましては国保がしっかりと自立できるような税率をお願いして運用していくという考え方で、平成30年度以降は整理したいと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほど課長のほうから、2ページ3ページの中で、算定結果として市町村の標準保険料率ということで、これもまだ確定ではなく、こうなるであろうという推測なんでしょうけれども、それでいくと、平成29年度の税率の特例措置後と比較したときに、所得割率は下がっているわけです。今度は均等割率が約倍くらいまで膨らんでいくわけですが、これで確定という理解でよろしんでしょうか。集める徴収金については、またそれぞれ違ってきますので、この税率の部分というのはこれでいくんだという理解でよろしいんですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

まずここに示されている市町村標準保険料率というのは、県が霧島市に対して参考にしなさいということで示されたものです。それと、説明の中で申し上げたんですが、応能・応益割、ここで言います所得割率と、均等割と平等割を足したものの比率というのが4：6という割合できていますが、霧島市は今まで5：5でしていますので、この中での調整が入るとしたら所得割率のほうは上がっていく、その代わり均等割、平等割のほうは下がっていくという計算になってくるかと思えます。それを基に決めていく予定です。

○委員（前川原正人君）

鹿児島県のホームページを見てみると、国保税率は14.24%、今よりも上がるであろう。しかし、先ほど課長がおっしゃったように激変緩和策の範囲には入らないということになると、当然その分は行政若しくは国保加入者に負担を頼らざるを得ない。どちらかがやらないと負担金を集めることができないことになるんですが、基本的にはどっちの方向でいくのかというのが問われていると思うんです。税率は税率ですけど、保険の納付金が今だいたい92%くらいで徴収率が上がっていると思うんです。今度はそれが100%となりますと、その8%分をどこかか賄わなければならないわけです。その分をどうするのかということが問われてくると思うんですが、その辺のスタンスというのはどのようにお考えなんですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

県が示しておりますこの標準保険料率というのは、霧島市を参考にしますと3か年の徴収率を見た上で、その分だけ上乘せされた形での計算が示されたものでありますので、そういった形になります。

○委員（前川原正人君）

結局今の時点ではあくまでも参考であって、まだ全く未知数なわけですよ。

○保健福祉部長（越口哲也君）

県が示しているこの率、4：6の形で全ての市町村を同一視する形で数値化しております。中にはまだ4方式で資産税を取っている所もございますので、あくまでも県内各市町村のばらつきをこの数値が示しております。ただ併せて、私どもは今まで5：5で運営をしてきており

ますので、やはり4：6よりは低所得者に対しての配慮を重視しながら所得割のほうを増やして全体的なバランスを取るということですが、今示されている率で得られる税額というの見込みがでておりますので、その見込みに応じた5：5にしたときの税率を算出しまして、次の3月議会の中ではお示しさせていただくということになろうかと思っております。当然4：6の率は示されておりますのでこれで算定した時の税額は分かるわけですが、その税額を5：5で算定したときに、どれだけの税率にする必要があるのかということにつきましては試算をしておりますので、それをもって3月の議会ではお示しさせていただくということになります。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかという、納付金を100%納めなければいけないわけですよね。例えば霧島市がこれまで95%の徴収率だったとして、その後の5%部分については自助努力だったり行政の努力だったり、様々なやりくりをしながら運営してきたというのが事実であるわけです。しかし、今後県に移管をすると、100%納付しなければならないですよね。これだけしか集まらなかったのだからこれで勘弁してくださいとは言えないわけで、あくまでも100%です。例えば、現状95%しか徴収できないとするならば、その5%を行政が持つのか、それとも国保加入者に全てかぶせていくのか。その辺のスタンスは霧島市としてどうなのかということをお聞きしたいんです。

○保健福祉部長（越口哲也君）

税率を算定する際には、先ほど県が示した数値についてですが、霧島市の3か年平均の徴収率を県も算定した上で、必要な所得割額、均等割額、平等割額を示しておりますので、その額を徴収する必要がございます。したがって、委員の質問をストレートに取り込みますと、徴収率の不足する分は国保税の被保険者の方々に負担をお願いすることになります。ただ、先ほど申し上げましたように、今後赤字を出さないためには、そういう判断というものも必要でございます。今まで持っている累積赤字の部分は一般会計がしっかりと負担をする代わりに、平成30年度以降の徴収率を含めた必要な税額をしっかりと被保険者をお願いするというような考え方になろうかと思っております。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時 5分」

「再開 午後 1時00分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はございませんか。

○委員（仮屋国治君）

いろいろ御説明を受けたわけですが、難しいことが多くて、聴きづらいところもあるんですけども、素人考えで質問をさせていただきたいんですけども、県で一本化がなされるということが決まった時に、これで引き下げと言いますか、いい方向に行くのではないかと

で、諸手を挙げて喜んだわけでありますけれども、一本化がされる3年間、これは、各自治体いろいろ率は違っても、現状を維持していくべき期間だと私どもは認識をしているわけですが、先ほどの御説明を聴いておりますと、そうはいかないんだというようなこともありますけれども、一本化後の見通しとそれまでの3年間について、見通しの見解というのを簡単に分かりやすくお教えいただけませんか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

長らく特別減税という形で対応がなされてきております。これにつきましては、前市長の思いも強く入っている部分でございまして、これを継続して実施する中で、一般会計からの繰入れは、法定外として健診等につきましては行っておりますけれども、医療費の不足分については行わないというような流れの中で、減税措置がずっと継続をし、その間、累積赤字が増えてきてまして、約4億7,000万円、今年予想を入れますと、7億程度まで増幅する見込みであるということでございます。昨年度の4億7,000万円の中には、調整交付金の貰い過ぎの部分がございます。これを返還する分がありますので、実際その分の1億2,000円は、平成28年度の方でもう既に赤字分があったということでございまして、それが7億円ぐらいになるというような状況でございます。市長も新しく替わりまして、今回、国保税の県への一本化の中で、どう対応するかという部分も真剣に協議をしている中で、本来、累積である7億円につきましても、被保険者の方々の税率に加算をして、5年程かけて解消しようという考え方もあったわけですが、そうしますと、ただでも今の特別減免による減額から本税程度まで戻した上に、更に税率を上げないとままならないというようなことでもございましたので、その部分につきましては、一般会計のほうで面倒をみていただくという決断を頂きました。しかしながら、これは国保の被保険者以外の方々の納税額をもって赤字を補てんするという、本来では行うべきではないと思われるようなところもございます。そこを実施しますので、新たな平成30年度からの国保財政については、しっかりと必要な財源を確保して進めていく必要があるという認識でまとまったところでございます。一本化と言いますのは、県が一本化するということでございます。税率につきましては、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、税率は、国は県単位で一本化をするようにということでございましたけれども、鹿児島県の場合は、非常に格差がありますので、一本化は困難という判断をされまして、市町村ごとの税率を続けるという判断をされているようでございます。今後、一定の時期がきますと、またそういう議論が出てくるかもしれませんが、市町村によっては、まだ4方式を採用しているところもございますので、まず県はこれを3方式に5年間をもって統一したいということをおっしゃられます。そういうところが整った後には、最終的には税の一本化という議論もまた出てくるのではなかろうかとは思っております。

○委員（仮屋国治君）

ということは、市長判断と言いますか、判断があれば税率は引き下げる方向でも持っていけるというふうに理解をしてよろしいわけですね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

市長判断ということでございましたけれども、私どももこうあるべきだということをしつかりと担当部、担当課としては、市長にもお伝えしながら、先ほど申し上げましたように、国

保に加入していない方々の財源をもって国保の運営基盤をある程度整えるわけですので、今後は県が示した税率に基づく必要な税額をしっかりと確保して、その分で県への納付金も賄っていくという考え方で整理したところでございます。

○委員（仮屋国治君）

ということは、それも市長が了解をしたという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然この時期でございますので、平成30年度の予算につきましても、そういう形での作業を今進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの資料の中で算定結果として、これはあくまでも応益応能割を4：6で計算をした算出ということなのですが、霧島市は5：5でやるということが一つの方向性だと思うんです。そうなったときに、大体のシミュレーションはされていらっしゃるんですか。大体5：5にした場合、応益割がどれだけで、応能割がどれだけで、税率がどれだけで、均等割がどれだけというシミュレーションです。その辺りのシミュレーションはされてはいらっしゃるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

当然シミュレーションを行った上で、予算の調整を行っているわけでございますので、その部分は実施いたしております。

○委員（前川原正人君）

そうなったときに、要は今よりも上がるであろうという推測の下でシミュレーションができあがっていると思うんですが、それは資料として提出はできないんですか。[「休憩を」と言う声あり]

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時08分」

「再 開 午後 1時08分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

質問の角度を変えます。大体、標準4人世帯でお父さん、お母さん、そして子供さんが2人いらっしゃるって、中学生、小学生いらっしゃるってということで5：5にしたときに、一世帯当たりの保険料額というのがどれくらいになるのか。それだったら言えるでしょう。

○保健福祉部長（越口哲也君）

幾パターンかは試算をしているわけございまして、例えば、主が35歳で給与収入340万円、所得が220万円、妻が30歳で給与収入が100万円、所得が35万円、子どもさんが5歳がいるというような世帯の場合で、現行の特例措置後の税率が、34万4,000円。特例措置のない現行条例に基づくと36万6,700円。これが36万9,100円ぐらいになるかなという試算でございます。ですの

で、今の特例措置のない本税程度になるかなど。それから、もう一つが、主が45歳で所得ゼロ、妻が40歳で所得ゼロ、15歳と10歳の子どもさんがいたという場合、この世帯7割軽減になりますけれども、現行の本税でいきますと5万2,600円。これは年額です。現行での特例措置でいきますと4万8,100円。これが、今考えている税率でいきますと4万9,600円。この場合は、特例措置後よりは上がりますけれども、今の本税よりは安くなるというパターンです。いろいろなパターンがあります。一応、この2点、そういうのがございます。

○委員（前川原正人君）

昨年の時点で、病院の先生とか様々な人達がお見えになって、陳情書の陳述人として意見を述べられたわけですけど、昨年の6月に56歳の方が、国保が払えなくて資格証明書だったと。そして、お金が1万円できたので、短期保険証をくださいと。しかし、その間に気分が悪くなって病院に搬送されて亡くなられたという痛ましい事例も起こっているわけです。ですから、まだこれ以上国保が上がれば、まだまだそういう人達が増えていく懸念があるわけです。これはあくまでも国策ではあるんですけども、やはりそういうことを防ぐためにも、国保税をもう少し払いやすくするとか、税率をなるべく下げて何とか払える金額に、というのが、この陳情書の要請だと思うんです。ですから、行政としても国の絡みだったり、県の絡みだったり、それなりの立ち位置があるわけですけども、そういうのは今後の検討課題として、移管はされますけれども、あと3年間の間にはまた次の展開、次の霧島市としての手の打ちようというものもあると思うんですが、そういう含みもまだあるという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

先ほどありましたように、県が示しているのは4：6という構成でございますけれども、霧島市の場合は5：5という比率を採用している。これもやはり所得の低い世帯に対しての均等割、平等割を更に軽減したいという意向の中で、そういう措置がなされている。ただ反面、所得の中間層から高い層については、その低所得者の低くなった分を多めにカバーをせざるを得ないと。これが保険の仕組みの中での実対応でございます。今後も医療費がどう動向していくのか、そういうのをしっかりと見極めていながら、しかし最初に申し上げましたように、一定の調整交付金とかもあるわけですけども、必要な額は確保していかざるを得ないと思います。今後も引き続き真剣な検討は進めていきますけれども、独立採算と言いますか、赤字が出ないような対応をしっかりと取っていかないといけないのかなと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、先日の一般質問の中で、激変緩和策があるであろうというような答弁をされたんです。今日は、激変緩和策については該当しないんだということをおっしゃったんですけども、ここの差というのは、どういうときに激変緩和策が適用できるのか。上がり率なんでしょうけれども、その辺についての通知とかは来ているわけですか。その内容というのは、どういうふうになっているのですか。

○保険年金課長（有村和浩君）

まず激変緩和についてなんですけど、12月議会での部分というのは、仮算定という形で国から仮に示された計数によって算定されたものです。そのときには、一定割合2.12%超えた部分について激変緩和を行いましょうということでありました。そのときの霧島市の平成28年度の決

算ベースの税額が8万7,953円。そして、平成30年度の仮算定の額が10万481円でありまして、伸び率が14.24%となっております。激変緩和を行う対象とされたところであります。そして、今回1月に示された本算定なんですけれども、これは国のほうから本番の計数が示された部分と、決算の報告の数字が若干変更になった部分、未決定や数字の変更がありまして、実際の激変緩和については、1.36%を超えた部分のところに行いましょうということで、県のほうが示してきております。ただし、霧島市の税額自体が9万5,152円ということで、前回の算定より上がっているところであります。そして更に、平成30年度の本算定の額というのが9万4,994円ということで、逆に霧島市のほうはマイナスの0.17%下がってきている状態でありまして、今回本算定においては、霧島市は激変緩和の対象にはならなかったということになっております。

○委員（前川原正人君）

どうしても議論が複雑化しているんです。というのが、この前の市長の答弁では、今後も繰入れを継続していくんだとおっしゃったわけです。負担軽減を図ってきたところなので今後も繰入れをやっていきますという答弁をされて、今度は、税率のほうに話が展開しているわけです。ですから、あくまでも4月以降1年間、自分の理解は、今後も特定健診などの保険事業に関わる事業についての経費について国保への繰入れをするんだということで理解をしているんです。今度は、先ほどの部長口述の中では、難しいであろうというようなことでおっしゃるわけですね。だから、ちょっとここを整理して説明をしていただきたいんです。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まず、繰り入れている額について、現在平成29年度につきましては、健診等の部分への繰入れというのは法定外の繰入れで、本来、国保の会計内で行わなければいけないのですが、これについては健康増進という霧島市民通してのサービスなので、一般会計がその必要額は全て肩代わりをして負担します。この考え方については、平成30年度以降も引き続いて実施させていただきます。ただ、今、特別減税をしているわけなんですけれども、この特別減税については継続は極めて困難であるということになりますので、平成30年度以降の部分については一般会計での肩代わりというのはできませんというようなことで御理解いただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

ということは、国民健康保険税の特例措置に関する条例がありますよね。平成22年の7月から始まっているわけなんですけれども、これは要するに、この議案が出てこれを議決しないとこの分についてはなくなるという理解なんです。

○保健福祉部長（越口哲也君）

特例条例でありますので、毎回議案として提案をさせていただいて議決を頂きながら継続していた分でございますけれども、平成30年度に向けては議案として提案せずに、そもそも国保税本税の修正をする。これにつきましては、医療費部分については若干上がりますが、例えば高齢者負担金に係る部分とかでは引下げの部分もあったりして、全体的な見直しをする必要があるんで、本税自体の修正をさせていただきたいという考え方でございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、要するに今回はこれは議会に提案はしないと。ある意味、特例措置については

廃止になりますので、元に戻るわけですね。その分を本税のほうで調整をするということで理解したんですが、例えば、今までの特例措置があった場合と、今後本税で課税した場合の比較をした場合、どういう状況になるのでしょうか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

これが先ほどの所得の例を出しながら、この場合だとこうなりますというのをお示ししたとおりでございますが、特例条例よりは皆さん高くなりますが、所得の階層によっては本税の間に納まる方もいらっしゃるし、本税より高くなる方も出てくるという状況ではなかろうかと思っております。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは比較対象物がないと、言葉で言われてもなかなか難しいんです。例えば今おっしゃった収入が幾らで、所得が幾らで、家族が何人、子供が何人というのは、それぞれ違うわけですね。それはもう、所得が100万円違うと全然違ってくるわけですし、1人の控除額でも違いますし、5人家族と3人家族でも違いますし、それは部長がおっしゃるようにそれぞれ違うという前提でのシミュレーションなんですけれど、その辺の資料というのは出せないんですかね。一例だけではなかなか難しさがあると思うので、全体としてどうなのかというのがなかなか見えにくいわけです。これはもう事前審査的な部分もありますけれども、何か比較対象としてできないのかなど。無理だったらいいです。3月になったらまた審議ができますから。

○委員（徳田修和君）

先ほどの部長の説明でも、一般会計から繰入れを行う予定であると、その部分に被保険者の負担はないようにしますということが出てきていたんですが、ここの流れをもう少し詳しく、どのような形で繰入れが行われていくかの御説明を。

○保険年金課長（有村和浩君）

一般会計からの繰入れの方法なんですけれども、平成30年度の予算化を考えております方法と致しましては、まず基金を作りまして、その基金のほうへ繰出しして、平成29年度の決算が5月末くらいには決まりますので、そこで歳入の不足する額が分かりますので、それに伴って例年行っている繰上充用をして、繰入れをするという形で考えているところです。

○委員（徳田修和君）

この基金の中で、先ほど示された7億円ほどを解消していくんだと。そこは、一般財源だけであって、被保険者からの追加での御負担というものはないということで再度確認させてもらっていいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

不足する額につきましては、全て一般会計から財源を頂きまして、一般会計から国保特別会計に繰出しして、それを基金に積み、平成29年度決算が繰上充用が必要な状況になるのは明らかでございますので、基金から繰り入れて、その分を補填していくと。そして、平成29年度までの赤字を全て解消して、平成30年度につなげていくというような考え方でございます。

○委員（徳田修和君）

県のほうに移管ということでリセットという形でも、今後の新しいスタートを切るからには、それぞれの被保険者の中でどうにか努力していただきたいという部分は理解はできます。ただ、

こういう陳情が毎年のように出るわけですがけれども、この陳情の中でも毎回、陳情者の御説明の中にあるのは、高いという部分はもちろん言われるんですけども、それと併せて県内のほかの市に比べて霧島市が高いという主張で来られることが結構あるんですけども、今回、市町村標準保険料率などが示されて、そこら辺の公平性と言いますか、鹿児島県は統一がちょっと難しいというようなことも先ほど議論の中で示されたわけですがけれども、ここは他市との関係では、霧島市が高く見られるという形に実際になってしまうものなのか、その辺が簡単に御説明できるのであれば。示せない部分があるのであれば仕方ないですが。

○保険年金課長（有村和浩君）

実際、県が示している標準保険料率については、3方式で県内市町村が公表される予定ですので、現在のところ他の市町村の部分についてはお見せすることはできないかと思いますが、ただ、税の課税方式というのは所得割、平等割、均等割の3方式と、それに資産割を加えた4方式というのがあります。3方式の場合は、資産割の部分がありませんので若干4方式よりも所得割が高くなるような傾向にはなっているところであります。

○委員（徳田修和君）

この3方式への統一がなされていけば、そういうところもある程度は統一化されていくんだろうという理解を持っていてよろしいんでしょうか。全てが3方式になった場合は、霧島市の所得割率が極端に高く見えるというようなことはなくなるという理解なんですけれど。

○保険年金課長（有村和浩君）

全ての市町村が同じ3方式になりましたら、比較する部分が一緒ということですので、税率が高い低いというのは比較できるものだと思っております。

○委員（徳田修和君）

示された資料の中での、3ページの(5)年齢調整後医療費指数ですけど、霧島市は全国平均からはちょっと高い水準だよと。この部分も他市との比較というのはどうなんでしょう。やはり、この医療費が税額にも大きく作用してくる部分なのかなと。この部分は霧島市が他市に比べてもやはり高いのか、全国的に高いというだけなのか。そこら辺はお示しいただけますでしょうか。

○保険年金課長（有村和浩君）

実際、県の公表前ですが、霧島市が県内でどれくらいの位置にあるかという部分は把握しておりますので、申し上げます。年齢調整後の一人当たりの医療費なんですけど、霧島市の場合は、県内で22位の順番です。市だけで見ますと13位ということで、大体真ん中くらいの位置ということになります。言われましたとおり、この標準税率の計算においては、医療費の部分と所得の部分を見ての計算ということですので、医療費が高いところはその分だけは税率に反映してくるというような形にはなるかと思えます。

○委員（徳田修和君）

3方式になって、現状でのある程度の調整がされながら、またこの医療費分を下げっていくという形にもなるんでしょうけれど、健康増進に関わる繰上げは続けていくということで理解して、そこで、今後この税率を変更することで、出てくるそういう低所得者であったりとか、パターンごとへの負担が大きくなっていくというのは、多分その税率を変更してから検討され

ながら、そこで何かしらの行政の対応とかもその後考えられていくであろうと思うんですけれども、そういう検討もされながら一旦はこの税率でスタートさせますよと。今後も、ただ上がっていただけではなくて、そこは常に何かしらの検討はされていくものだと理解してよろしいですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

やはり医療費が高くなれば必然的に保険税の不足を補うために税率を上げなければならないという状況が出てきますので、我々と致しましては、医療費の適正化というのが大きな課題になってくるかなと思います。そのためには、健診等をしっかり受けていただいて、早期発見・早期治療につなげていく。それと、特定健診もですが、例えば腎疾患等で透析等の患者さんとかが増えてきますと、固定的な医療費が増えますので、そうならないような保健指導の態勢を確立していくという形で、医療費の伸びをいかに抑えていくかということで、一つの税の今後の伸びを抑制若しくは引き下げていければと思っております。そういう取組も国保会計が保健福祉部に所管替えした大きな要因でもございますので、そこは私どもも精一杯、保健センター、健康増進課のほうにも、保険年金課としっかり連携しながら、重症化防止、健診率の向上などに努めていきたいと思っております。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第5号に関する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時36分」

「再 開 午後 1時39分」

△ 自由討議

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。

△ 陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

まず、陳情第4号について御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号について御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

自由討議ということで一言言わせていただくと、昨年12月の陳情審査のときの陳述人の話の中でありました、56歳の方が資格証明書が発行されて、それは国保税が払えなかったという理由によるものなんです、その後、短期保険証を発行してくれということで1万円持っていったわけですが、国保税が払える金額であったならば命を落とすことはなかったであろうと、こういう事実もあるわけですので、移行後も少しでも払える金額に行政当局としても努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 陳情処理

○委員長（平原志保君）

これより、陳情処理に入ります。

△ 陳情第4号 清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書

○委員長（平原志保君）

陳情第4号、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今日、現地調査で清水保育園、あかつき認定こども園のほうも見させていただいたわけですが、以前もありましたとおり、行政側と保護者との意思の疎通というのがしっかりされていないんですね。齟齬があったり、行き違いがあったり、理解の不足があったり、この陳情書の中にもありますけれども、民営化に反対しているわけではなくて、移管先が一点だけになってしまって、先に認定こども園ありきの議論が進んでいるような、そういう趣もみられたわけですね。ですから、1年間延びるということではありますが、もう少し行政も保護者も歩み寄って、今回の陳情というのは、先ほどありましたとおり、親族経営で全てが一緒くたになっていて、親子だったりするわけですが、その部分については経営方針ですので、とやかく言うこともないですけど、そういうことを考えると、一つの保護者の意見も尊重し、そして理解度と納得度をもっと上げる努力が必要なのかなという気が致します。なので、そういう点から見たときに、この陳情書というのは1,580人の署名をされて、それなりの重みがあると思いますので、今後の1年間の行政の議論の在り方、説明の仕方、そういうこともしっかりと担保する上でも、採択をすべきではないかと考えております。

○委員長（平原志保君）

採決すべきか継続かですので、採択ではなくて採決ですよ。少し討論風になりましたけれども。

○委員（池田 守君）

先ほどの説明の中で、また今から保護者との話し合いをすとか、そういった理解を深める努力をしたいということだったものですから、ここで採決してしまうと、ちょっと溝が残りそうな気がするんですよ、どちらにしても。今回、両施設を見させていただいて、それぞれに感じたところもあると思うんですけども、もう少し継続してみたいなと私はそう思います。

○委員（徳田修和君）

この陳情をそのままの言葉として採決を諮るのであれば、ここで言われているのは、民営化は反対していないと。移管先を変えてもらいたいんだというような趣旨の陳情書を、このまま受け入れるのであれば、ちょっとまた難しいのかなと。この委員会での意思統一としても、皆さんもうちょっとよく話し合っしてほしいというところが心の内にあると思うので、私もできるだけ円満になるように話ができればいいなと思っているんですけども、であれば、その説明という部分ですね。この陳情の趣旨をどこにもっていくのか分からないんですけども、今日見せていただいた現地調査とかを見ても、特に移管先が本当にひどいというふうには受けなかったわけです。それに、この中にもありますけれども、保護者の意見が全く反映されていないことに失望しましたという一文がありますけれども、あくまでもこれは民営ですので、民営だからこそ保護者の意見というものは必ず反映されていくし、それなりに民営の企業努力で今後どういうふうにも、いい方向にでも悪い方向にでも進められるものだと思うんですね。だから、この陳情をそのまま採択するのではなくて、一部採択ではないんですけども、話し合いがほしいという部分を見るんだとしたら、採択してもいいのかなと。これをもし採択、不採択を出すのであれば、この陳情の採択、不採択って移管先を変えるか変えないかのYES、NOの陳情になってしまうので、ちょっと皆さんの思いともかけ離れた採決になってしまうのではないのかなという気がしているんですが、ここは、この文面のどこかを一部採択という形は取れないものなのか。このまま継続しても、どうせ移管先を変える・変えないの、YES、NOしかできないのであれば、やはり委員会としても常に答えが出し切れない状態になってしまうのではないのかなと感じるんですけども、そこは皆さんどのように考えられているのか、できれば御意見を聴かせていただきたいなと思っております。

○委員（仮屋国治君）

この陳情のままですと不採択という線が強くなってしまいますので、そうしますと、やはりしこりが残るのではないかという気が致しております。私も池田委員のおっしゃるように3月定例会まで継続して、執行部が努力する姿も一度見てみたいし、それで何とかなるものであれば、取り下げということもあり得ることではないのかなと思ったりも致しますので、私は池田委員案に賛成であります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありますか。では、徳田委員の意見も出たんですけども、まずは採決するかしないか、継続するかというところで決めていただいて、採決を取った場合、どちらに転ぶかもち

ろん分からないんですけれども。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時55分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。では、採決か継続かをお諮りします。採決を取るべきと思う方は御起立願います。起立者ゼロ。したがって、陳情第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

△ 陳情第5号 霧島市の医療を充実するための陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第5号、霧島市の医療を充実するための陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。それでは、採決するか継続審査をするか起立によって決定するという事によろしいでしょうか。[「休憩を」と言う声あり] ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時57分」

「再開 午後 2時00分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。この審査の採決あるいは継続をお諮りしたいんですけれども、起立による決定でよろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり] それではお諮りします。採決すべきと思う方は御起立願います。起立者ゼロ。したがって、陳情第5号は継続審査とすることに決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情処理が終わりましたが、委員長報告に付け加える点は継続審査のため省きます。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他として皆様方から何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

事務局からはありませんか。ないようですので、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 2時04分」

以上，本委員会の概要と相違ないことを認め，ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保